

令和6年度食品の安全性に関する有害化学物質の サーベイランス・モニタリング年次計画

1. サーベイランス

【農産物】

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
タイプ B ト リコテセン 類	<p>【優先度】 A：期間内に実施（タイプ B トリコテセン類として） B：期間内に可能な範囲で実施（タイプ A トリコテセン類、ゼアラレノンとして）</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年3月に改訂した指針の有効性を検証するため、国産麦類のデオキシニバレノール（DON）、ニバレノール（NIV）等の全国的な含有実態と年次変動を調査 ・ 類縁体（アセチル体及び配糖体）を含めて、国産麦類の安全性を向上させる措置を検討するため、DON、NIVの類縁体についても調査 	小麦：120点 大麦：100点 （いずれも国産玄麦）
タイプ A ト リコテセン 類	<p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DON及びNIVは麦類赤かび病の原因菌である <i>Fusarium</i> 属菌が産生するかび毒で、国内では昭和30年代に赤かび病被害を受けた米麦を喫食したことによる集団食中毒が発生 ・ 農林水産省は平成14年度から調査を継続的に実施し、平成27年度までの調査結果から、国産麦類中のDON、NIVの汚染率や濃度に著しい年次変動があること、国民全体の健康リスクは低い子どもでは摂取量が多い場合には耐容一日摂取量に近い値と推定されることを公表 	
ゼアラレ ノン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全委員会は令和元年にDONについて類縁体を含めたリスク評価を行い、引き続きDON等の低減が必要と結論 ・ 令和4年4月から食品衛生法に基づく規格が適用（小麦中のDON：1.0 mg/kg以下） ・ 農林水産省は、令和5年3月に「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の低減のための指針」を、新たに得られた研究成果を踏まえて「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の予防及び低減のための指針」へと改訂 	

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
ピロリジジ ンアルカロ イド類	<p>【優先度】A：期間内に実施</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ピロリジジンアルカロイド類（PA）を含む可能性があるとの報告があるモリアザミ（キク科）が、国内では食品として利用されていることから、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、予備的に含有実態を調査 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> コーデックス委員会において食品及び飼料中のPA汚染の防止、低減のための雑草管理に関する規範が策定されたり、EUで最大基準値が設定されたりするなど、国際的に食品の安全性を向上させる措置が進められている 文献等の調査の結果、日本ではPAを含む可能性がある植物及びその加工品が食品として利用されていることが判明したことから、分析法が確立された品目から順次、農産物や農産加工品の含有実態を調査 農林水産省はこれまでに、フキ（平成27～29年度）、はちみつ（平成28年度）、緑茶（平成29年度）、ツワブキ（平成30～令和元年度）、エキナセア（令和4年度）、スイゼンジナ（令和5年度）の実態調査を実施 	モリアザミ ：20点 （生鮮品、 根）
ヒ素（無機 ヒ素）	<p>【優先度】A：期間内に実施</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指針や手引きに基づく産地における低減対策の有効性を検証するため、国産のコメ中のカドミウム、無機ヒ素の最新の含有実態を把握 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、平成22年にコメ中のカドミウムの基準値を改正（玄米：1.0 mg/kg→玄米および精米：0.4 mg/kg） 農林水産省は、平成21年度、平成22年度にコメ中のカドミウム、平成24年度、平成29年度～令和元年度にコメ中の無機ヒ素の含有実態調査を実施 農林水産省は、研究開発等で得られた低減技術を踏まえ、平成23年に「コメ中カドミウム低減のための実施指針」（平成30年に改訂）を、平成31年に「コメ中ヒ素の低減対策の確立に向けた手引き」（令和4年に改訂）を策定 これらの指針や手引きを踏まえた産地における低減対策の有効性を検証するため、国産のコメ中のカドミウム、無機ヒ素の実態調査を、令和4年度から実施（3年間を予定） 	玄米：300点 精米：300点 （すべて国産 の主食用米、 精米試料は玄 米試料をとう 精して調製）
カドミウム		

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
タリウム	<p>【優先度】なし</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的なリスク評価に貢献するとともに、国産の農産物における低減対策の必要性を検討するため、コメ及び葉菜類中のタリウムの含有実態を把握 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タリウムは穀物、葉菜類、菜種等に含まれ、長期的な大量摂取により脱毛等が生じることが報告 ・ 米国の提案により、第16回コーデックス委員会汚染物質部会（CCCF16）において、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による汚染物質の評価の優先リストに掲載されることが決定 ・ このような国際的な動向を踏まえ、農林水産省は、我が国で消費量の多いコメと文献等によりタリウムの含有の報告がある葉菜類を対象とした実態調査を実施 	<p>玄米：60点</p> <p>葉菜類：60点</p>
硝酸塩	<p>【優先度】なし</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産の農産物における低減対策の必要性を検討するため、葉菜類中の硝酸塩の最新の含有実態を把握 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌に存在する硝酸塩は、農産物の窒素源の1つとして根から吸収され、農産物内でアミノ酸やたんぱく質に合成されるが、硝酸塩の吸収量が多かったり、日光が十分に当たらなかったりすると硝酸塩として農産物中により多く蓄積されることが報告 ・ 農産物中の硝酸塩自体は通常摂取する量では人体に有害なものではないが、ヒトの体内で硝酸塩が還元され亜硝酸塩に変化すると、メトヘモグロビン血症や発がん性物質であるニトロソ化合物の生成に関与するおそれ ・ 平成14年度～平成16年度に独立行政法人農林水産消費技術センター（当時）において、市販の国産野菜（キャベツ、ハクサイ、結球レタス、コマツナ、ハウレンソウ等）を対象とした実態調査を実施していたが、近年は実態把握がなされていない 	<p>葉菜類：60点</p>

【畜産物】

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
ピロリジジ ンアルカロ イド類	<p>【優先度】A：期間内に実施（ピロリジジンアルカロイド類として） なし（鉛、総ヒ素、カドミウムとして）</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省における前回調査（平成28年度）で対象としていなかった分析種の標準試薬が利用可能となったことから、国内で市販されているはちみつについて最新の含有実態を把握 国内におけるリスク管理措置の必要性の検討を実施するとともに、コーデックス委員会で検討されるリスク管理措置に国内の実態を反映 	はちみつ ：最大180点 (国産品)
鉛	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の食品中の鉛濃度の現状を把握し、コーデックス委員会で設定された最大基準値への適合状況を確認するため（はちみつにおいては、令和4年にはちみつ中の鉛の最大基準値（0.1 mg/kg）が設定された）、また、鉛を含む重金属等のリスク管理措置の必要性を検討するため、はちみつ中の鉛、総ヒ素、カドミウムの含有実態を調査 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> コーデックス委員会において食品及び飼料中のピロリジジンアルカロイド類（PA）汚染防止、低減のための雑草管理に関する規範が策定されたり、EU等で最大基準値が設定されたりするなど、国際的に食品の安全性を向上させる措置が進行。現在、コーデックス委員会では、追加のリスク管理措置や既存のリスク管理措置の見直しの議論が進行中 文献等の調査の結果、日本ではPAを含む可能性がある植物及びその加工品が食品として利用されていることが判明したことから、分析法が確立された品目から順次、農産物や農産加工品の含有実態を調査 	
総ヒ素	<ul style="list-style-type: none"> PAを含む植物を蜜源にすることにより、植物中のPAがはちみつに移行するとされており、当省では、平成28年度にはちみつ中のPA含有実態の調査を実施し、調査対象のほぼ全てのはちみつにおいて、PA濃度が低いことを確認 令和4年度に国産はちみつ（10検体）を含む砂糖・甘味料類及び飴菓子類中の鉛等の含有実態調査を実施したところ、他の砂糖・甘味料類と比較してはちみつ中の鉛含有実態が高い傾向を示したことから、調査点数を増やして国産はちみつにおける含有実態を把握 	
カドミウム	<ul style="list-style-type: none"> PAを含む植物を蜜源にすることにより、植物中のPAがはちみつに移行するとされており、当省では、平成28年度にはちみつ中のPA含有実態の調査を実施し、調査対象のほぼ全てのはちみつにおいて、PA濃度が低いことを確認 令和4年度に国産はちみつ（10検体）を含む砂糖・甘味料類及び飴菓子類中の鉛等の含有実態調査を実施したところ、他の砂糖・甘味料類と比較してはちみつ中の鉛含有実態が高い傾向を示したことから、調査点数を増やして国産はちみつにおける含有実態を把握 	

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
パーフルオ ロアルキル 化合物及び ポリフルオ ロアルキル 化合物 （PFAS（う ち、PFOS、 PFOA、PFNA 及び PFHxS の4種類））	<p>【優先度】なし</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> EU では既に畜水産物中の PFAS の最大基準値が設定され、我が国から輸出される畜水産物においても対応が求められる可能性があるため、国内で流通する畜産物について含有実態を調査 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> PFAS のうち PFOS、PFOA は、水や油をはじく性質から、かつては幅広い工業製品に利用されていたが、環境中で分解しにくく、人の健康への影響も指摘されていることから、近年、国内外において規制が強化 農林水産省では、PFOS 及び PFOA について、平成 24 年度～平成 26 年度に東京において 17 食品群及び飲料水、大阪、名古屋、福岡の 3 地域において 13 食品群を対象に調査を実施 昨今、主に地下水や河川水中の環境汚染物質として注目されており、令和 5 年 4 月のコーデックス委員会において、各国で食品中に含まれる PFAS の含有実態調査を進めることが合意 食品安全委員会の食品健康影響評価（案）における、国内で流通する各種食品中の PFAS 濃度やその濃度分布に関するデータ等、摂取量の推定に関する情報が不十分との指摘を踏まえ、令和 6 年度から畜産物中の PFAS（EU で最大基準値の設定されたパーフルオロオクタン酸（PFOA）、パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、パーフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）、パーフルオロノナン酸（PFNA）の 4 種類）の含有実態調査を実施 	牛肉：30 点 豚肉：30 点 鶏肉：30 点 牛乳：30 点 鶏卵：30 点

【水産物】

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
ダイオキシン類（コブ ラナー PCB を含む）	<p>【優先度】A：期間内に実施</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン対策推進基本指針（平成11年関係閣僚会議決定）に基づき、水産物について、対象魚種を切り替えながら、ダイオキシン類の含有実態を継続的に把握 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国で水揚げされた水産物中のダイオキシン類濃度の実態を把握するために、平成18年度から、漁獲量が多く、かつ、過去の調査結果から比較的高いダイオキシン類濃度が認められた魚種（11品目）を選定し、中期計画に基づき、毎年度計画的かつ継続的に対象魚種を切り替えながら調査を実施。いずれの品目も概ね同程度の濃度で推移 水産物中からのダイオキシン類摂取量が総摂取量の9割を占めることを確認（ただし、総摂取量は耐容一日摂取量の6分の1程度） 令和6年度は、カタクチイワシを対象に含有実態を調査 	<p>カタクチイワシ：30点</p> <p>（日本で水揚げされたもの）</p>

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
パーフルオ ロアルキル 化合物及び ポリフルオ ロアルキル 化合物 （PFAS（う ち、PFOS、 PFOA、PFNA 及び PFHxS の4種類））	<p>【優先度】B：期間内に可能な範囲で実施</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産の水産物中の PFAS について濃度分布に関する調査を行うとともに、高い濃度が検出された場合には必要な対応について検討するため、国産水産物の PFAS 含有実態を把握 ・ 調査結果は、我が国の実態としてコーデックス委員会における PFAS に係るリスク評価の議論に反映 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFAS のうち PFOS、PFOA は、水や油をはじく性質から、かつては幅広い工業製品に利用されていたが、環境中で分解しにくく、人の健康への影響も指摘されていることから、近年、国内外において規制が強化 ・ 昨今、主に地下水や河川水中の環境汚染物質として注目されており、令和5年4月のコーデックス委員会において、各国で食品中に含まれる PFAS の含有実態調査を進めることが合意 ・ 農林水産省では、PFOS 及び PFOA について、平成24年度～平成26年度に東京において17食品群及び飲料水、大阪、名古屋、福岡の3地域において13食品群を対象に調査を実施。摂取量への寄与が高い食品群は、魚介類、肉類、藻類で、魚介類の摂取寄与が約9割であることを確認 ・ 令和3年度及び令和4年度は、PFAS 推定摂取量の高い魚種（海外の PFAS 含有量データ、国内消費量）等から選定、調査（令和3年度：マアジ（30点）、令和4年度：ブリ、カレイ、ウナギ、マダイ、カキ（各10点）） 	マイワシ ：30点 カツオ ：30点 マダラ ：30点 アサリ ：30点 アユ：30点

【加工食品】

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
<p>アクリルア ミド</p>	<p>【優先度】 A：期間内に実施</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品事業者による自主的な低減対策の実施状況を確認するため、日本人においてアクリルアミド（AA）の摂取寄与が大きいと推定した又は推定される加工食品中の最新の含有実態を把握 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スウェーデン食品庁とストックホルム大学が、穀類やいも類等を120℃以上で加熱した食品にAAが非意図的に含まれることを平成14年に発表 ・ 食品安全委員会は、日本人における食事由来のAA摂取による健康影響について、公衆衛生上の観点から懸念がないとは言えないと評価 ・ 農林水産省は、AAを含有する可能性がある加工食品を対象に、平成16年度から含有実態を継続的に調査するとともに、平成25年に、食品事業者が自主的に行う食品中のAA低減に向けた取組を支援するため、「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」を策定・普及 ・ ポテト系スナック菓子、フライドポテト等の一部の食品では、農林水産省の含有実態調査の結果から、対策前と比較して、統計学的に有意にAA濃度が低減したことを確認 ・ 食品事業者による自主的な低減対策の実施状況を継続的に確認する必要 	<p>フライドポテト（春季） ：60点</p> <p>乳幼児用穀類加工品 ：60点</p>

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
フラン及び フラン化合 物	<p>【優先度】A：期間内に実施</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 分析法が確立された品目について、フラン、メチルフラン、エチルフランのリスク管理措置の必要性を検討するため、開発した分析法の性能を検証しつつ、予備的な含有実態調査を実施 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> フランは、食品の加熱工程等で意図せずに生成し、動物試験ではフランの代謝物が肝毒性を持つことが FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）等の評価で報告 平成29年、欧州食品安全機関（EFSA）は、フラン単体での暴露を考慮した場合と比べ、2-メチルフラン及び3-メチルフランの暴露が肝毒性の懸念を増加させると評価し、更なるデータ収集を推奨。これを受け、令和4年にEUは加盟国に対しフラン、2-メチルフラン及び3-メチルフランのモニタリングを行うよう勧告 農林水産省は、過去に国内で流通する食品中のフランの含有実態調査を実施し、日本特有の食品を含め幅広い加工食品にフランが含まれていること、含有濃度は諸外国で報告されているものと同様であることを確認 フラン化合物については、国際的な基準を満たす妥当性が確認された標準的な分析法が未報告であり、実態調査未実施であったことから、平成30年度～令和2年度に研究事業を実施し、含有実態調査に活用できる分析法を開発し、一部の食品について単一試験所での妥当性確認を実施 	<p>コーヒー※1 ：60点</p> <p>しょうゆ ：60点</p> <p>乳児用調製粉 乳等※2：60点</p> <p>（※1 ホール セール品を中 心に実施、 ※2 乳児用調 製粉乳等は、 令和5年度の 乳幼児用食品 中の鉛等の含 有実態調査の 試料を活用）</p>

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類	<p>【優先度】A：期間内に実施</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食品中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類低減のための手引き」（令和2年公表）等に基づく、事業者の自主的な取組による低減効果を検証するため、3-MCPD 脂肪酸エステル類（3-MCPDE）及びグリシドール脂肪酸エステル類（GE）の含有実態を把握 ・ 日本人の 3-MCPDE 及び GE の摂取量を推定し、摂取量の低減状況を把握し低減対策の妥当性等を確認 ・ 輸出重点品目である乳児用調製乳について、海外の基準値等への適合性を確認し、輸出促進に貢献 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度～平成26年度、平成28年度に食用植物油脂、油脂の含有率が高い食品（バター、マーガリン、ショートニング、精製ラード、魚油を主成分とする食品、調製粉乳等）の調査を実施し、国内で流通するこれらの食品中の 3-MCPDE、GE 濃度が当時の海外における報告よりも低い傾向であること、平成28年度のこめ油中の濃度が平成24年度～平成25年度の調査結果より低い傾向であることを確認 ・ EU のほか乳児用調製乳の主要輸出先であるアジア地域で基準値が設定済みもしくは検討中 ・ 当省の研究事業（令和3年度～令和4年度）及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）において高感度分析法を確立 	<p>食用植物油脂：147点</p> <p>乳児用調製乳等：121点のうち、令和5年度に分析を先送りにした点数</p>

【飼料】

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
アフラトキ シン B ₁	<p>【優先度】 A：期間内に実施</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産飼料中のかび毒について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握 	<p>国産飼料（トウモロコシサイレージ等）</p>
デオキシニ バレノール (DON)	<p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの国産飼料中のかび毒の含有実態調査結果からは、家畜等の健康やその家畜等から生産される畜産物を介した人の健康に悪影響を及ぼす汚染は確認されていないが、基準値やその他の措置の必要性の検討に必要な含有実態データが不足 	<p>: 200 点</p>
フモニシン (B ₁ + B ₂ + B ₃)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年をかけて国産飼料中のかび毒濃度の年次変動を確認するための含有実態データを収集した上で、将来的に基準値やその他の措置の必要性を検討予定 	
ゼアラレノ ン		
ダイオキシ ン類（コプ ラナー PCB を含む）	<p>【優先度】 A：期間内に実施</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン対策推進基本指針（平成 11 年関係閣僚会議決定）に基づき、畜水産物のダイオキシン類残留の主要な経路である飼料について、ダイオキシン類の含有実態を継続的に把握 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の調査の結果から、魚粉及び魚油中ダイオキシン類濃度は低い水準で推移していることを確認 ・ 飼料中のダイオキシン類濃度の経年変化を確認するため、引き続き、含有実態を調査 	<p>飼料原料（魚粉、魚油）</p> <p>: 合計 20 点</p>

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
オクラトキシ ン A	<p>【優先度】B：期間内に可能な範囲で実施</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料中のオクラトキシ A、タイプ A トリコテセン類（T-2 トキシ ン、HT-2 トキシ ン、ジアセトキシシルペノール）、ステリグマトシ スチンの基準値やその他の措置の必要性を検討するため、含有実態 を把握 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入飼料の調達先国において、これらのかび毒による飼料の汚染が 報告 複数年かけて、輸入飼料を中心に、これらのかび毒の年次変動を確 認するための含有実態データを収集し、将来的に基準値やその他の 措置の必要性を検討 	家畜・家きん 用配合飼料及 びその原料 （とうもろこ し等）：
タイプ A ト リコテセン 類（T-2 トキ シン、HT-2 トキシ ン、 ジアセトキ シシルペ ノール）		オクラトキシ ン A 計 292 点 タイプ A トリ コテセン類 計 94 点 ステリグマト シスチン 計 65 点
ステリグマ トシスチン		（家畜・家き ん用配合飼料 の原料のうち、一部のそ うこう類につ いてはステリ グマトシスチ ンの分析法が 確立されてい ないため、当 該かび毒の調 査対象からは 除く）

2. モニタリング

【飼料】

調査対象 危害要因	中期計画（令和3年度～令和7年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
鉛	【優先度】 A：期間内に実施 【目的】 ・ 飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握 ・ 調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用し、家畜等の健康及びその家畜等から生産される畜産物を介した人の健康保護に資する 【経緯】 ・ 飼料に重金属等の管理基準を設定 ・ 近年の調査の結果から、飼料中の重金属等は基準値と比較して低い水準で推移しており、基準値の超過はないことを確認 ・ 毎年度、モニタリングを実施し、基準値の遵守状況を確認する必要 ・ モニタリングの結果は、FAMICのウェブサイトで定期的に公表	家畜・家きん用配合飼料、乾牧草等、動物由来飼料原料（魚粉等） ：調査点数は調整中
カドミウム		
水銀（総水銀）		
ヒ素（総ヒ素）		
アフラトキシン B ₁	【優先度】 A：期間内に実施 【目的】 ・ 飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握 ・ 調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用し、家畜等の健康及びその家畜等から生産される畜産物を介した人の健康保護に資する 【経緯】 ・ 飼料にかび毒の指導基準（搾乳用の家畜の配合飼料のみ）又は管理基準を設定 ・ 近年の調査の結果から、配合飼料中のかび毒濃度は基準値と比較して低い水準で推移しており、基準値の超過はほとんどないことを確認 ・ 毎年度、モニタリングを実施し、基準値の遵守状況を確認する必要 ・ モニタリングの結果は、FAMICのウェブサイトで定期的に公表	家畜・家きん用配合飼料、飼料用とうもろこし※： アフラトキシン B ₁ 計 80 点 デオキシニバレノール 計 30 点 フモニシン (B ₁ +B ₂ +B ₃) 計 30 点 ゼアラレノン 計 30 点
デオキシニバレノール (DON)		
フモニシン (B ₁ + B ₂ + B ₃)		
ゼアラレノン		

※ 飼料用とうもろこしは、アフラトキシン B₁ のみがモニタリングの対象

3. その他の調査

【サンプリング法等の検討のための予備調査】

調査対象 危害要因	調査の目的と経緯	調査対象品目
パーフルオ ロアルキル 化合物及び ポリフルオ ロアルキル 化合物 (PFAS)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物への PFAS 蓄積の有無や農作物の種類や品種の違いによる蓄積性の差の有無等の基礎情報を把握し、今後重点的に調査や試験研究の対象とすべき作物種を絞り込むためのスクリーニングが可能かどうかについて知見を得るため、緊急的に実施 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFAS のうち PFOS、PFOA は、水や油をはじく性質から、かつては幅広い工業製品に利用されていたが、環境中で分解しにくく、人の健康への影響も指摘されていることから、近年、国内外において規制が強化 ・ 国内の一部地域の水環境において、環境省や地方公共団体の調査により、PFOS、PFOA の局所的な分布が確認。食品安全の観点から、当該地域を中心に農産物への影響を危惧する声が寄せられている状況 ・ PFOS、PFOA 等の PFAS に関する農産物への移行・蓄積性等、その影響については世界的にも研究が少ないことから、国内で生産量の多い農産物を中心に PFAS 含有土壌を用いたポット栽培試験を予備的に実施 	バレイショ、 ダイコン、ト マト、キュウ リ、キャベツ、 ホウレンソウ (令和5年度 の調査を継続 し、令和5年 度に採取した 試料の PFAS 濃度を測定)